

在地領主の被官と南北朝内乱

—陸奥国白河結城氏を中心に—

清水 亮
社会科教育講座

キーワード：在地領主、被官、南北朝内乱、十四世紀中葉

はじめに

近年、中世在地領主⁽¹⁾のあり方とその推移を把握する上で、被官の実態解明が重要な課題となっている。

鎌倉時代の御家人の被官については、散在所領経営や幕府の役負担などを遂行するため、文筆官僚・金融業者・遠隔地所領近隣の武士などが被官に登用されたことが明らかにされている⁽²⁾。

また、個々の単位所領においては、鎌倉後期から南北朝期にかけて、在地領主が、生業の保護・支配や戦争を媒介として、村落を指導する沙汰人層を被官化していったこと、南北朝内乱期以降、被官と家子レベルの中小庶子が一揆的に結合する状況が出現し、これが家督を推戴する二元的な「被官中」、中世武家「家中」の形成につながる⁽³⁾ことが指摘されている。

以上の研究を踏まえた上で、検討すべき課題を示しておきたい。まず、文筆官僚や金融業者・遠隔地所領の武士といった散在所領・京都・鎌倉をつなぐ列島規模のネットワークを媒介として被官化し

た人々などと沙汰人層出身の被官との相互関係が明確でないことがあげられる⁽⁴⁾。

つぎに、沙汰人層の被官化という問題については、南北朝内乱の段階差を踏まえた評価の必要性をあげておきたい。呉座勇一氏は、観応の擾乱以後、守護権力が分国内の総動員体制を形成する過程で、国内武士のあり方が「公方に軍事的に奉仕する存在」として平準化・類型化され、この状況と連動して「契約」にもとづく軍事同盟としての領主一揆が成立したと論じた⁽⁵⁾。また、吉田賢司氏は、鎌倉期から継続していた御家人の散在所領経営と、分国ごとの軍事動員体制の矛盾が観応の擾乱で顕在化した結果、室町幕府の課役賦課が退転し、武家散在所領の押領が顕著になっていく状況を明らかにした⁽⁶⁾。これらの研究は、南北朝期の在地領主研究において、内乱の諸段階を踏まえる有効性・必要性を提示したと評価できる。

以上の研究状況を踏まえ、本稿では、南北朝内乱期における在地領主の被官構成とその変化を、内乱の段階と結びつけて考察していきたい。具体的な検討素材としては、陸奥国の白河結城氏をとりあげたい。白河結城氏については、深谷賢太郎・結城錦一『結城宗広』

〔白河結城刊行会、初刷一九四二〕以来、高水準の研究が蓄積されているが⁽⁷⁾、領主組織の構成、とくに南北朝期の状況については検討の余地が残されている。

南北朝期の白河結城氏被官については、深谷賢太郎氏によつて、一三三〇〜四〇年代に白坂氏・競石江氏（江氏）・船田氏・和知氏・斑目氏など白河荘に関わる武士や、恩賞として得た宇多荘内の中村氏・黒木氏が白河結城氏の被官であることが指摘されている（『結城宗広』一五頁・六九〜七三頁・一〇一頁）。また、彼らの出自や白河結城氏との具体的な関係については、佐川庄司氏や渡部正俊氏によつて検討が深められている⁽⁸⁾。これらの成果を踏まえた上で、当該期における白河結城氏の被官の網羅的検出を進めること、その上で被官構成の時期的な特質や推移について評価を加えることが今後の課題である。

以下、南北朝期における白河結城氏の領主組織の変化について、被官構成のありかたを中心に検討し、さきに提示した検討課題に迫つていきたい。

1. 十四世紀前半における白河結城氏の軍団構成

1-1 白河結城氏の一族間分業と被官

白河結城氏の軍団構成を史料的に跡づけることができるのは、鎌倉幕府倒壊前後からである。元弘三年（一三三三）当時、鎌倉にいた白河結城氏の当主結城宗広⁽⁹⁾は、後醍醐天皇の皇子大塔宮護良親王の令旨に対して、六月九日付で請文を作成し、倒幕軍としての活動を報告している（『白』二五・二六）⁽¹⁰⁾。この請文から、宗広を惣

領とする軍団のメンバーを読み取ることができる。左に宗広請文の全文を掲げよう。

〔史料1〕（『白』二五）

去三月十五日 令旨、四月二日到来、謹承候了、
抑相催一族已下軍勢、可令誅罰伊豆国在庁高時法師等凶徒由事、
任被仰下旨、云道忠、愚息親朝・親光并舍弟祐義・広堯等及熱
田伯耆七郎等、於京都・鎌倉・奥州、抽随分之軍忠、已令征伐
彼凶党等候了、且都鄙無弑之奉公、無其隠候歟、委細之趣、以
使者親類伯耆又七朝保令言上候、可有洩御披露候哉、道忠恐惶
謹言、

元弘三年五月九日

沙弥道忠請文

まず確認しておきたいのは、宗広（道忠）が指揮しえた武士のメンバーである。〔史料1〕の傍線部などから、宗広が指揮下に置いていたのが、子息の結城親朝・親光および舍弟の片見祐義・田島広堯、親類の伯耆又七朝保とその近親者と思われる熱田伯耆七郎であることが判明する。彼らは、下総国の結城本宗家から分出し、白河荘南方に所領を形成した祐広流結城氏（白河結城氏）の大部分である⁽¹¹⁾。結城宗広は、結城一族惣領の結城朝祐をさしおいて、元弘四年（一三三四）に「結城惣領」の地位を後醍醐天皇から与えられる（『白』三四）。しかし、鎌倉末期における結城宗広の軍事指揮の範囲は、自らの子息・兄弟・親族・家人に限定されており、「結城惣領」の地位獲得後も、下総結城氏を指揮下に置きえたとは考えにくい⁽¹²⁾。

つぎに、結城宗広らが軍事行動を起こした場について考えてみた

い。「史料1」の傍線部によると、結城宗広は「道忠、愚息親朝・親光ならびに舎弟祐義・広堯らおよび熱田伯耆七郎らといい、京都・鎌倉・奥州において、随分の軍忠を抽んじ、すでにかの凶党らを征伐せしめおわんぬ」と主張している。このうち、宗広とともに「鎌倉」で軍事行動を起こしたのは「道忠舎弟片見彦三郎祐義・同子息一人、田嶋与七左衛門尉広堯・同子息一人ならびに家人等」と「親類伯耆七郎朝保」であった(『白』二六)。

また、次男の結城親光は、楠木正成を攻撃する六波羅探題の軍勢に従軍していたが、倒幕軍に身を投じ、足利高氏(尊氏)率いる六波羅探題攻撃軍に参加している。深谷賢太郎氏も指摘するとおり、親光は「京都」で軍事行動に従事していたと考えられる(『白』二八、『結城宗広』四六〇四九頁など)。

そして、親朝(ないしその代官)が、本領白河荘や出羽の遠隔地所領などの「奥州」(「陸奥・出羽両国」)で軍事行動を展開したと考えられる(『白』二六)。

以上のように、宗広指揮下の結城氏一族は、京都・鎌倉・奥州に分かれて軍事行動を行っていた。当然、それぞれが個別に軍団を編成していたと考えられる。実際、宗広・親光は、それぞれが独自に指揮できる一族・被官を形成していた。以下、具体的に検討している。

結城親光は、後醍醐天皇の信頼あつ「三木一草」の一人に数えられ、建武政権下で恩賞方・雑訴決断所の職員に任じられていた(13)。鎌倉幕府倒壊後の結城親光は京都を活動の場としていた。それに対して、親光の兄結城親朝には在京徴証がなく、本領である陸奥国白河荘に在住していたと思われる。

建武政権期の白河結城氏は、在京政治活動に従事する結城宗広・親光と、本領白河荘に在住して所領維持に努める親朝の分業によって運営されていたといえるであろう(14)。そして、後醍醐天皇から個人的信頼を寄せられていた結城親光は、兄親朝の活動を京都で代行する「特別な舎弟」と評価できる(15)。

結城親光が率いる軍団のあり方については、史料からある程度復元が可能である。親光は、建武政権と足利尊氏軍の間で行われた建武三年(延元元年・一三三六)正月の京都攻防戦に建武政権軍として参加し、同月十一日に戦死した(『白』六六)。結城親光が戦死した正月十一日、豊後国御家人野上資頼が「太田判官一族益戸七郎左衛門尉」を討ち取っている(『南関』五六二)。また、同月三十日には、野本朝行の郎等杉本余一吉弘が「太田判官家人関孫五郎」を討ち取っている(『南関』七四四)。益戸七郎左衛門尉は、結城氏と同じく秀郷流藤原氏に出自を持つ下河辺氏の一族である。また、関孫五郎は、秀郷流藤原氏関氏出身もしくは白河荘内関村出身の在地領主・沙汰人層(16)と考えられる。

益戸七郎左衛門尉・関孫五郎は、北朝方軍勢から「太田判官」の「一族」・「家人」と認識されていた。さらに、建武三年十二月十日には「奥州国司代ならびに白河上野入道代および大田判官〇〇一丸以下凶徒」が下総国結城郡に攻め寄せたため、北朝方(足利方)の茂木知貞(明阿)は「小山の館」を警固している(『南関』六二二)。深谷賢太郎氏・青木啓明氏は、「大田判官〇〇一丸」を親光の遺児と推定している(17)。妥当な解釈であろう。

ここで注意したいのは、白河結城氏の軍勢が「白河上野入道代」と「大田判官〇〇一丸以下」に区別されている点である。宗広の子

息親光が遺した軍団は、宗広代官の軍勢とは別に書き分けられている。したがって、親光の死後も、その遺族と被官は宗広・親朝の軍団に吸収されず、独自の軍団を構成していたと考えられる。

以上の検討から、結城親光が、自身に従う一族・被官からなる軍団を保持していたことが明らかになった。おそらく宗広・親朝も独自に一族・被官を抱えていたと考えられる。京都（あるいは吉野）と陸奥国白河荘で展開した白河結城氏の一族間分業は、それぞれが独自に保持する一族・被官に支えられていたのである。

1-2 小峰氏創設期における白河結城氏の被官

延元元年（建武三年・一三三六）四月二日、結城宗広は嫡孫顕朝に白河荘南方をはじめとする本領・新恩所領の主要部分を譲与し（『南東』二二四）、白河結城氏を継承させる意志を示した。一方、顕朝の父で宗広の嫡男でもあった結城親朝は、陸奥国司北畠顕家から白河荘・高野郡・岩瀬郡・安積郡・石河荘・田村荘・依上保・小野保の検断奉行を、後醍醐天皇から陸奥国依上保・金原保・白河庄内金山郷等を給与され（『南東』一七六・二七八）、白河結城氏の惣領として、一三三〇年代～四〇年代前半には東国南朝軍を指揮する北畠親房の大きな期待を受けていた¹⁸⁾。そして、親朝は、北朝方に転身した直後の康永二年（興国四年・一三四三）十一月二十八日に、自ら獲得した新恩所領を次男朝常に譲与した（『南東』六九八）。親朝は、白河結城惣領家と並び立ち、これを補佐する小峰氏を創設したのである¹⁹⁾。

小峰氏創設直後の親朝（小峰氏）・顕朝（白河結城氏）の軍団編成はどのようになっていたのであろうか。貞和四年（一三四八）二

月日付結城顕朝申状案（『南東』九六七）を検討してみよう。

康永二年（一三四三）九月に結城親朝が北朝方から所領安堵を受ける（一四四七）、白河結城氏・小峰氏は北朝方からの所領安堵を受けることができず、不安定な状況に置かれていた。このような状況を打破するため、顕朝は、奥州管領吉良貞家・畠山国氏に対して顕朝・親朝父子の所領安堵を室町幕府に吹挙することを要求したのである。

顕朝の要求を伝える申状には、貞和年間における顕朝・親朝の軍忠が明記されている。そのなかで貞和三年の靈山・宇津峯合戦において、「親朝は所労の間、手の者らを顕朝に差し副え戦功をいたすところなり。およそ顕朝ら御方に参るにより、奥州および坂東の凶徒静謐の条、何事か軍忠これにしかん。その上、羽州立谷沢城において手の者松田太郎、命を殞して以来……」と述べている。

この記述から、親朝の「手の者」は、顕朝とは別個の軍団を構成していたことがわかる。顕朝の「手の者」が宗広から譲与されたか、親朝から譲与されたか、自ら形成したものをかを確定することは難しいが²⁰⁾、白河結城惣領家と小峰氏に分かれた段階で、顕朝と親朝（および朝常）とは、別個の軍団を形成していたことは確実である。

以上、南北朝内乱勃発期の白河結城氏は、宗広・親光・親朝それぞれが個別に一族・被官を抱えて軍団を編成していたと考えられる。彼らの形成した軍団が、京都（吉野）と白河に分かれて活動する白河結城氏の一族間分業を支えていたのであろう。

一三四〇年代に入ると、白河結城氏が京都・白河荘で一族間分業を行うことはなくなり、白河荘域を中心とした南奥の所領に白河結城惣領家・小峰氏が分立する。顕朝と親朝がそれぞれ保持している「手の者」は、それぞれの家を支える軍事基盤・所領支配基盤となつ

たと予想される⁽²¹⁾。

2. 十四世紀前半における白河結城氏の被官とその特質

2-1 康永二年の結城親朝注進状から検出される結城氏被官

前章では、一三三〇年代においては、白河結城氏の一族各成員が独自に被官を抱え、京都・白河荘をまたぐ広域的な活動を実現していたことを指摘した。また、一三四〇年代に小峰氏が成立してからは白河結城惣領家・小峰氏それぞれが家を支える基盤として「手の者」被官を保持したことを見通した。

そこで、本章では、一三三〇～四〇年代における白河結城氏の被官を網羅的に検出し、その出自や活動の特徴を明らかにしたい。

当該期における白河結城氏の被官を知る上での基本史料は、康永二年九月日付の結城親朝注進状案（『南関』一四四七）である。重要な史料であるため、全文を掲出しよう。

〔史料2〕（『南関』一四四七）⁽²²⁾

註進

結城

太田九郎左衛門尉広光

結城下総三郎兵衛尉宗顕

同能登権守経泰

同五郎左衛門尉泰忠

村田

安芸権守政胤

下総権守光成

長門権守胤成

藤井五郎左衛門尉朝貞

備前権守家政

修理亮政景

下妻

下野二郎左衛門尉景宗

同五郎右衛門尉政国

同徳犬丸

同王犬丸

同五郎兵衛尉

同八幡介景貞

長沼

淡路八郎左衛門尉胤広

同七郎兵衛尉宗清

伊賀権守入道宗意

同益犬丸

越中権守宗村

信濃権守時長

同弥五郎入道戒願

同又七左衛門尉宗行

同五郎兵衛尉宗親

同大輔法眼宗俊

河村山城権守秀安

同一族等

荒蒔五郎左衛門尉秀光

南条蘭夜又丸

標葉参河権守清実

同三郎左衛門尉盛貞

同太郎兵衛尉清俊

同三郎兵衛尉清房

石河駿河権守光義

同大寺孫三郎祐光

同千石六郎時光

同小貫三郎時光

同一族等（着到在別）

伊賀弥太郎左衛門尉親宗

同三郎左衛門尉朝末

五大院兵衛尉道玄照

伊東刑部左衛門尉道性照

同常陸新左衛門尉祐信

同五郎入道顕光

那須首藤兵衛尉高長

田村遠江権守宗季

同一族等

佐野九郎入道重円

中村丹弥五郎実泰

班目周防権守惟秀

牟呂兵庫助親頼

由利兵庫助入道輪照

船田三郎左衛門尉高衡

競石江左衛門尉祐遠

和知三郎兵衛尉朝康

豊田刑部左衛門尉親盛 白坂治部左衛門尉祐長

右、註進如件、

康永二年九月 日 修理権大夫親朝^(結城)

* へ は割注、〃は見せ消ちを意味する。

点線は清水による。

〔史料2〕は、結城親朝が、ともに北朝方に転じる武士五五名を記した注進状である。〔史料2〕に載せられた武士たちと白河結城氏との関係について、管見の限り、最初に明確な見解を提示したのは遠藤氏である。遠藤氏は、結城親朝が保持する六郡(荘)二保の検断奉行職を重視し、〔史料2〕に載せられた武士たちは検断奉行職を媒介として組織されたと指摘した⁽²³⁾。

それに対して、伊藤喜良氏は、〔史料2〕に載せられた武士たちの所領を追究した結果、彼らの分布が白河結城氏の郡検断奉行の範囲を大きく超えて、北関東から南奥(あるいは出羽・北奥)にわたることを明らかにした。そして、〔史料2〕は結城親朝を中心とした北関東・南奥にわたる広域的な国人一揆のメンバーを反映していると指摘した⁽²⁴⁾。

私も、〔史料2〕が作成される前提に北関東から南奥にわたる広域的な国人一揆が形成されていたとする伊藤氏の所説自体は妥当であると考える。ただし、伊藤氏は、〔史料2〕に記載された武士たちを一様に「国人」と規定しており、それぞれの武士と結城親朝との関係の偏差については明確にしていない。

すでに深谷賢太郎氏は、〔史料2〕に記載された武士のうち、中村氏・斑目氏・船田氏・競石江氏・和知氏・白坂氏を白河結城氏の家

臣としている(『結城宗広』一五頁、六九〜七三頁・一〇二頁)。この指摘を踏まえるならば、〔史料2〕に記載された武士たちについて、北関東・南奥に展開した広域的な国人一揆と規定するだけでは不十分といわざるをえない。

この点について、青木啓明氏は〔史料2〕の記載内容を結城一族・他姓の武士団・白河荘内の土豪に分類している⁽²⁵⁾。青木氏の分類は、深谷氏の指摘を踏まえてなされたものと推察されるが、「白河荘内の土豪」の範囲が明確になされていない点に問題を残している。

〔史料2〕に関する現在の研究の到達点は、佐川庄司氏、渡部正俊氏の成果である⁽²⁶⁾。佐川氏は、〔史料2〕に記載された五五名の諸士の分布をマッピングし、①〜⑮のグループに分類した。その際、佐川氏は、彼らと白河結城氏との関係にも着目した。すなわち、相馬郡の中村丹弥五郎実泰(③)、白河荘の斑目周防権守惟秀・船田三郎左衛門尉高衡・競石江左衛門尉祐遠・和知三郎兵衛尉朝康・白坂治部左衛門尉祐長(以上⑧)を白河結城氏被官と規定した上で、佐野九郎入道重円・牟呂兵庫助親頼・由利兵庫助入道輪照・豊田刑部左衛門尉親盛(以上⑨)の四人が、⑧と同じく白河荘に関わる武士である可能性を提示したのである。

以上の佐川氏の成果によつて、〔史料2〕における佐野九郎入道重円以降の十名を白河結城氏の被官(あるいは被官的存在)として一括しうる可能性が開かれたといえる。

さらに、渡部氏は、佐川氏の成果を踏まえた上で、由利兵庫助入道輪照について結城白河氏と結びついていた徴証を他に見出した。ただし、渡部氏は、牟呂氏・由利氏を白河結城氏の被官とは規定せず、〔史料2〕に記載された人々について「親朝を中心とする一揆」、

「これらの人々は、いろいろな面で結城氏と結ばれていたとみられるが、親朝はそれらの人々すべてをまとめる立場にあったものである」と述べている⁽²⁷⁾。このような渡部氏の評価の前提には、「史料2」を北関東・南奥国人の広域的一揆のあらわれとみる伊藤喜良氏の見解がある。

以上、「史料2」に記載された人々の性格に関する研究の流れを跡づけてきた。以下、事実の指摘についてはこれらの研究成果と重複する部分があるが、「史料2」のなかで白河結城氏の被官とみなしうる人々を検出していきたい。

①中村丹弥五郎実泰

中村実泰の名字の地については、これまで相馬郡中村とみなされてきた。しかし、武蔵丹党からは秩父郡中村を名字の地とする中村氏が分出しており、丹治姓である中村実泰は武蔵丹党の中村氏であったとみる余地がある。

中村氏については、南北朝初期には白河結城氏の被官化していた明証がある。建武三年（延元元年・一三三六）、北朝方の相馬一族は、宇多荘熊野堂城に籠もった「結城上野入道代中村六郎」と合戦し、退けている（『南東』二八一）。結城宗広は、後醍醐天皇の綸旨によって、建武二年七月三日付で陸奥国宇多荘を「勲功の賞」として給与されている（『南東』一五二）。中村氏が結城宗広の被官となった契機の一つとして、宗広が宇多荘を給与されたことよって関係が形成されたことを想定しえる。

また、興国三年（暦応五年・康永元年・一三四二）の三月・四月、陸奥国司北畠顕信の意を受けた重臣五辻清尚は、伊具郡の北朝軍を攻撃するにあたり、結城親朝に対して「まず近辺において戮力

いたすべきの由、中村入道・黒木らに御下知あるべく候や」（『南東』六一三）、「発向の間、兵糧の事、中村・黒木らに仰せ付けられ候や」（『南東』六一六）と要請・確認している。結城親朝は、中村氏・黒木氏らに軍事行動を「下知」し「仰せ付け」る立場にあるとみなされていたのである。

また、中村氏については、室町・戦国期に至るまで白河結城氏の有力被官であったことを確かめられる（『白』六二七・八七〇・八七一・九五六）。

②斑目周防権守惟秀

斑目惟秀は出羽国斑目を本領とする武士と思われ⁽²⁸⁾、白河結城氏が出羽国に所領を有していた縁（『南東』九七）で被官化したと考えられる。また、斑目氏については、室町・戦国期を通じて白河結城氏・小峰氏の有力被官であった徴証を多数確認できる（『白』五〇六・五一九・五六九・六二〇・六二七・六六四・八七〇・八七一・九五六など）。

すでに遠藤巖氏・佐川庄司氏・渡部正俊氏が指摘するとおり、斑目惟秀は、結城宗広が地頭職を持つ駿河国須津荘内須津河郷の代官であった。建武元年（一三三四）八月、斑目惟秀は、建武政権に対して、同郷の下地打ち渡しを駿河国司・守護に要請する雑訴決断所牒の発給を要求している（『南東』九六）。

また、北畠親房は、（興国二年・暦応四年・一三四一）二月十八日付の結城親朝宛御教書で、「斑目式部大夫惟秀、権守を望み申し候。本領を帯ぶるの上、直の奉公を免ぜらるるの上、今においては子細無く候か。よって今度免許の御判を遣わされ候なり。いよいよ忠をいたすべきの由、仰せ含めらるべく候」と伝えている（『南東』

五四一)。「史料2」において惟秀が「周防権守」の官途を名乗っていることから、親房の「免許の御判」は実際に発給されたと考えられる。

以上の証左から、①斑目惟秀は本領(おそらく出羽国斑目内である)を維持する一方、北畠親房からも白河結城氏に従属した存在とみなされていたこと、②斑目惟秀は結城宗広の地頭代官として駿河国須津河郷の所領経営や京都での訴訟活動に従事していたことが判明する。ここでは、斑目惟秀が白河結城氏の散在所領経営を支え、広域的に活動していたことを確認したい。

③牟呂兵庫助親頼

牟呂親頼は、三河国渥美郡牟呂草間郷を本領とする武士と推定される。同郷は得宗領であり、建武政権によって結城宗広に与えられた所領であると推定される(『南東』九八)。白河結城氏は、建武政権下で新たに獲得した散在所領に本拠を持つ武士を白河荘に招いていたのである。すなわち、牟呂氏についても、白河結城氏の散在所領経営を支え、三河国と陸奥国の間を移動する存在であったことを確認できる。

また、年末詳六月二十五日付で、結城顕朝が牟呂兵庫助(親頼)に書状を認めている(『南東』一八九二)。史料上、結城顕朝の活動は、祖父宗広が父親朝に一期分として譲与した所領の未来領主に指定された建武二年(一二三五)六月二十一日(『南東』一四九)から、顕朝が嫡孫千代夜叉丸(満朝)に所領を譲与した応安二年(正平二十四年・一三六九)六月十九日(『南東』一八九一)まで確認される。したがって、牟呂親頼宛の結城顕朝書状の年次は一応応安二年前と考えられるが、さらにその発給時期を絞り込んでみたい。

この書状で、顕朝は「昨日申し候し状」の確認を牟呂親頼に求め、その上で「只今これも殿へ参り入り、見参し申し承るべく候」と述べている。したがって、顕朝は牟呂親頼・「殿」の近くではあるが、同じ場所にはいなかったと考えられる。

さらに同書状において顕朝は、「平城に入り候に御共の事、その後、何様にか仰せ候ける。拘うる事も仰せられ、身ばかりこれに候ても無用に候と覚え候。よき様に申沙汰候べく候。毎事面を期し候」と述べている。この記述について、顕朝は「仰」の主体が「平城」に入るにあたって共を命じられていたが、その後の指示を把握できないため、牟呂親頼に指示内容を質問し、自分も参陣できるようにとるのが自然であろう。

「殿」は、結城顕朝が「只今」「参り入り、見参」できる距離に所在し、かつ牟呂親頼に従属させ、ともに行動している人物である。このような立場にある「殿」にもつともふざわしいのは、顕朝の父結城親朝であろう。この想定が正しいならば、同書状は、親朝が白河結城氏当主として活動していた暦応元年頃(一二三八)〜貞和三年(一二四七)頃までの間に絞り込むことができる。

管見の限り、牟呂親頼の活動を示す史料、ひいては白河結城氏と牟呂氏の関係を示す史料は、「史料2」と六月二十五日付結城顕朝書状の二点に限られる。この点については後にふれたい。

④由利兵庫助入道輪照

由利輪照は、出羽国由利郡を名字の地とする国御家人出身の武士であったと思われる(『南閩』三七七三)。渡部正俊氏が明らかにしたとおり、由利輪照は、北朝方に転じた結城親朝・顕朝の所領安堵

を室町幕府に申請する使者として、依上保・金原保・白河荘内金山郷を白河結城氏に給与したことを示す後醍醐天皇綸旨の「建武二年十月五日正文」を預かっていた（『南東』七二五）。この事実から、由利輪照が白河結城氏の親類もしくは被官として編成されていたことを推定できる。

⑤ 船田三郎左衛門尉高衛

船田郷の名字の地は白河荘内船田郷であり、戦国期に至るまで、白河結城氏の有力被官としての活動を確認できる（『白』五〇六・六二七・七三七・八七〇・八七一・九五六など）。

船田氏については、（延元四年・暦応二年・一三三九か）八月二十日付で結城宗広後家と思われる人物が、宗広死去の地ともされる伊勢国光明寺に宛てて出した書状で「ふなたの入道など下り候わば、やがて人をもまいらせ候べき心地候て、待ち入りて候えば、この物ども、道にて思いの外の事候て、下り候わず候えば、歎き入りて候」（『南東』四七二）と記されている。この書状は、前年末に死去した結城宗広の仏事に関わるものであり、宗広死去後もおそらく宗広に付き従っていた「船田入道」が伊勢近辺にとどまっていたことが知られる。

深谷賢太郎氏は、結城宗広や北畠顕信らが伊勢で活動するにあたって、宗広の所領三河国渥美郡が政治的基盤となったことを推定している（『結城宗広』一四六頁）。船田入道もまた三河国渥美郡内の白河結城氏所領を活動基盤としていた可能性が高い。

⑥ 競石江左衛門尉祐遠

競石江氏（江氏）の名字の地は白河荘内競石郷であり、やはり鎌倉期以来の白河結城氏被官であったと考えられる。江氏については、

室町期における白河結城氏の有力被官であったことを確かめられる（『白』五〇六・六二七・九五六）。

⑦ 和知三郎兵衛尉朝康

和知氏については、室町期・戦国期を通じて白河結城氏・小峰氏の有力被官であったことが確認できる（『白』五〇六・六二七・七〇九・七一〇・七三七・七四一・八七〇・八七一・九五六など）。さらに、和知氏については、おそくとも鎌倉末期には白河結城氏の被官化していたことが確実である。

〔史料3〕（『南東』四一）

下

陸奥国金原保内羽尾村（加神講田定）地頭代職事

和知次郎重秀

右、依合戦之忠、所宛行也、於公事者、守先例、可領知之状如件、

元弘四年正月廿日

〔史料4〕（『南東』七五）

下

陸奥国石河庄中畠郷内、大夫入道内田畠在家事

和知次郎重秀

右、所宛行也、任先例、可領知之状如件、

建武元年六月廿五日

〔史料5〕（『南東』一七五）

下

陸奥国白河庄内泉崎郷地頭代職事

和知次郎重秀

右、依軍忠、所宛行也、任先例、可被領知之状如件、

建武二年十月五日

〔史料6〕（『南関』八四一）

下

下野国那須上庄内横岡郷地頭代職除手向山中定事

和知次郎重秀

右、為恩賞、所宛行也、任先例、可領知之状如件、

延元三年六月十五日

〔史料3〕と〔史料6〕の四通は「結城古文書写」有造館本坤に収められている⁽²⁹⁾。四通とも受給者は和知次郎重秀であり、「下」字の下に形式上の充所が記されず、原則として書止文言を「任先例、可領知之状如件」とするほぼ同形式の文書である。おそらくこれら四通の文書には袖花押が付されており、書写の過程で省略されたものと考えられる。

これらの文書については、「北畠顕家（？）下文案」・「北畠顕家カ下文写」（『白』・『南東』）、「某下文写」（『南関』）という文書名が付されてきた。しかし、北畠顕家の袖判下文は、「下 ○○（所領名）」という書き出しで始まり、書止文言を「所仰如件」とするのが通例である（『南東』二九・五六・八五・一〇七など）。北畠顕家袖判下文の文書形式は、〔史料3〕と〔史料6〕とは明らかに異なっている。〔史料3〕と〔史料6〕の発給者を北畠顕家とみなすことは難しい。

私は、〔史料3〕と〔史料6〕の受給者が和知重秀であること、これらの文書が白河結城氏関係文書群に収載されていること、給与の対象となる権益が地頭代職や田在家であることからみて、〔史料3〕と〔史料6〕の発給者は結城宗広であると考える。したがって、これらの文書名は、結城宗広カ下文写とすべきである。

以上の証左からみて、和知次郎重秀の同族と考えられる和知朝康も、白河結城氏の被官とみなすことができるであろう。

⑧ 豊田刑部左衛門尉親盛

豊田氏の出自を明確にすることは難しいが、佐川氏・渡部氏が指摘するとおり、下総国豊田氏出身であった可能性が高い。「八槻文書」応安三年（正平二十五年・建徳元年・一三七〇）十二月三日付の二所熊野陸奥国白河荘檀那名簿に、白河荘大村郷の熊野先達である刑部阿闍梨明尊の檀那として「豊田若狭守殿 子息三人」を見いだすことができる（『南関』三五六〇）。この名簿に載せられた熊野・二所檀那たちの実態は白河結城氏の被官およびその関係者と考えられるから⁽³⁰⁾、豊田氏も白河結城氏の被官であったと考えられる。

十五世紀以降、豊田氏の活動は白河結城氏関係史料から姿を消す。したがって、豊田氏が白河結城氏に従属していたことがほぼ確実な時期は、十四世紀第二・第三四半期に限定される。

⑨ 白坂治部左衛門尉祐長

白坂氏の名字の地は白河荘内白坂郷であり、同氏は鎌倉期以来の白河結城氏被官であると考えられる。応安三年（一三七〇）十二月三日付の二所熊野陸奥国白河荘檀那名簿に、白河荘大村郷の熊野先達である刑部阿闍梨明尊の檀那として「白坂近江守殿・同内房」として見いだされる（『南関』三五六〇）。また、永享十二年（一四四〇）

の白河結城氏朝上洛進物次第（『白』五〇六）にも、「白坂甲斐守」が登場する。以後、白坂氏の活動を白河結城氏関係史料から見いだすことは難しい。一概にはいえないが十五世紀後半以降、白坂氏は没落したのかもしれない。

以上、「史料2」の末尾九氏（中村氏・斑目氏・牟呂氏・由利氏・船田氏・競石江氏（江氏）・和知氏・豊田氏・白坂氏）については、いずれも白河結城氏被官としての徴証を確認できた。

〔史料2〕に記された武士たちには、白河結城氏との関係を基準とした記載の区分が存在することになる。冒頭に記された「結城」・「村田」・「下妻」・「長沼」の名字は、行を替え、字の高さを落として記されている。これら四氏は、白河結城氏と同族の秀郷流藤原氏である。彼らは、白河結城氏の同族として、特記されたと考えられる。

また、「河村山城権守秀安」から「田村遠江権守宗季 同一族等」（あるいは「佐野九郎入道重円」）までの諸士は、伊藤喜良氏が指摘するとおり、主に南奥・北関東に拠点を持つ武士たちである。

以上の諸士については、結城親朝を中心とした北関東・南奥の広域の一揆の構成員で、独立した領主と考えられる。

そして、「中村丹弥五郎実泰」以下九名（あるいは「佐野九郎入道重円」もか）は、白河結城氏の被官化した武士たちとみるべきである。すなわち、「史料2」の構成は、秀郷流藤原氏、南奥・北関東を中心とした領主たち、白河結城氏被官に三区区分される。

2-2 その他の史料から検出される結城氏被官

前節では、康永二年（一三四三）九月日付結城親朝注進状案（史料2）を素材に、白河結城氏の被官として中村氏・斑目氏・牟呂氏・

由利氏・船田氏・競石江氏（江氏）・和知氏・豊田氏・白坂氏の九氏を検出した。本節では、「史料2」以外の事例から一四世紀前半の白河結城氏被官を検出し、史料から復元できる当該期の白河結城氏被官の総体を把握したい。

⑩黒木氏

黒木氏は、中村氏と同じく宇多荘域に拠点を持つ武士である。さきに中村氏の動向を検討した際の事例を再度提示しよう。興国三年（暦応五年・康永元年・一三四二）の三月・四月、陸奥国司北畠顕信の意を受けた重臣五辻清尚は、伊具郡の北朝軍を攻撃するにあたり、結城親朝に対して「中村入道・黒木ら」に協力を命じること（『南東』六一三）、「兵糧の事」を中村・黒木らに命じること（『南東』六一六）を要請・確認している。黒木氏は、白河結城氏被官の中村氏とともに結城親朝の命令に服する存在とみなされており、同氏の被官化していた可能性が高い。

また、応安三年（一三七〇）十二月三日付の二所熊野陸奥国白河荘檀那名簿に、白河荘大村郷の熊野先達である刑部阿闍梨明尊の檀那として「斑目信濃入道殿 同内房」が見出される。そして、その女子は「宇多庄黒木殿女性」と呼ばれていた（『南関』三五六〇）。黒木氏は、白河結城氏の有力被官斑目氏と婚姻関係を結んでいたのである。さらに十五世紀の白河結城氏家臣に「黒木五郎」（『白』五〇六）、戦国期の白河結城氏家臣に「黒木右衛門祐」・「黒木備中守」を見出せる（『白』九二九・九五六）。これらの証左から、黒木氏は中世後期を通じて白河結城氏の被官であったと考えられる。

⑪松田氏

前章でも紹介した貞和四年（一三四八）二月日付結城顕朝申状案

『南東』九六七)によると、結城顕朝の「手の者」として貞和三年に出羽国立谷沢城で戦死した「松田太郎」という人物が存在したことがわかる。

松田氏については、他に活動徴証を見出すことができないので、十四世紀後期以降の白河結城氏との関係は不明といわざるをえない。その出自についても確定するのはむずかしいが、相模国御家人の松田氏であろうか。

⑫ 小山田氏

結城宗広の代官中村六郎が中心となつて北朝方の相馬氏と戦つた建武三年(延元元年・一三三六)の宇多荘熊野堂城の攻防で、「(結城宗広)白川上野入道家人小山田八郎」が生け捕られたことがわかる(『南東』二二七)。この小山田八郎は武蔵国の秩父平氏小山田氏出身の武士と推定される。

3. 十四世紀中葉を画期とした白河結城氏の被官構成の変化

3-1 十四世紀前半における白河結城氏の被官構成

前章では、十四世紀前半における白河結城氏の被官とその動向を考察し、計十二氏を検出した。この十二氏の性格を分類することで、当該期における白河結城氏の被官構成の特質と、それを規定する支配システムのあり方に迫っていきたい。

十四世紀前半における白河結城氏の被官十二氏の属性は、以下のA～Fに分類できる。

A 白河荘内に名字の地を持つ被官：⑤船田氏・⑥競石江氏・⑨白坂氏

B 白河荘内外に地頭代職を給与された被官：②斑目氏・⑦和知氏
C 出羽国に名字の地を持つ被官：②斑目氏・④由利氏
D 三河国の新恩所領に名字の地を持つ被官：③牟呂氏

E 北関東・南奥に名字の地・活動拠点を有する被官：①中村氏・⑧豊田氏・⑩黒木氏

F 相模・武蔵の御家人出身と思われる被官：①中村氏・⑪松田氏・⑫小山田氏

このうち、Aは、白河荘内の郷レベルの領主もしくは沙汰人層出身の武士であり、白河結城氏の本領経営を支える存在であったと考えられる。BもAに準ずる存在と評価できる。

C・Dは、白河結城氏の散在所領確保を契機として被官化した存在である。とくにDのケースは、鎌倉幕府倒壊後に白河結城氏が獲得した三河国渥美郡牟呂郷出身であることが注目される。鎌倉幕府の倒壊・南北朝内乱勃発後も、白河結城氏の散在所領は機能していた。だからこそ、結城宗広は、三河国の在来武士である牟呂氏を被官化し、白河荘に招くことができたのである。

Eは、鎌倉末期に白河結城氏が有力御家人化し^⑪、建武政権期に結城氏惣領・六郡(荘)二保検断奉行を獲得するなど、南奥の有力武家に成長する過程で被官化したものと思われる。

Fについては被官化の契機を確定することは難しい。しかし、松田氏・小山田氏を相模・武蔵出身とする推定が正しいならば、白河結城氏との関係は鎌倉で結ばれたと考えるのが自然であろう。松田太郎・小山田八郎は、松田氏・小山田氏の中小庶子であり、白河結城氏への従属に活路を見出したのではないだろうか。

次に、当該期における白河結城氏の活動に即して被官を分類する

と、本領白河荘とその周辺地域の被官（A・B・E）、散在所領経営や京都での訴訟活動に関わる被官（B・C・D）、鎌倉での活動を契機として獲得したと思われる被官（F）に三分される。

以上の検討を踏まえると、鎌倉末〜南北朝初期の白河結城氏は、本領およびその周辺・京・鎌倉・散在所領をつなぐネットワークを維持し、被官を確保・配置していたといえる。このような白河結城氏の被官構成は、京・鎌倉を中心として列島規模の物流構造が機能する荘園公領制に立脚していたことが想定される。

3-2 白河結城氏における被官構成の変化とその背景

前節では、南北朝初期における白河結城氏の被官が、荘園公領制に立脚した散在所領構成に即して形成されたことを指摘した。このような白河結城氏の被官構成は、十四世紀後期には変化したと考えられる。これまでも白河結城氏の被官構成を示す史料として紹介・活用してきた「八槻文書」応安三年（一三七〇）十二月三日付二所熊野陸奥国白河荘檀那名簿（『南関』三五六〇）を素材として、この点を検討していきたい。

応安三年時点で白河荘における熊野・二所参詣の先達職を掌握していたのは刑部阿闍梨明尊という人物であった。そして、彼が保持していた先達職は、熊野信仰を共有する白河結城氏の一族・被官に関わるものであった。明尊が檀那として把握していた白河荘内の人々を〔表1〕にまとめた。

〔表1〕 応安三年における明尊の白河荘熊野・二所檀那一覧

| No. | 氏名 | 備考 |
|-----|------------|------------------|
| 1 | 斑目周防守殿・同内房 | 近津別当を熊野・二所先達とする。 |

| | | |
|----|--------------|------------|
| 2 | 斑目信濃入道殿・同内房 | 宇多荘黒木氏と姻戚。 |
| 3 | 江因幡入道殿・同内房 | |
| 4 | 白坂近江守殿・同内房 | |
| 5 | 角田五郎兵衛尉殿 | |
| 6 | 角田将監入道殿・同内房 | |
| 7 | 芳賀大学助殿・同内房 | |
| 8 | 和知和泉五郎殿・同母儀 | |
| 9 | 中木曾中務丞殿 | |
| 10 | 盤沢橘之助殿 | |
| 11 | 岡部大炊助殿 | |
| 12 | 羽田次郎兵衛尉殿 | |
| 13 | 秦左衛門尉殿 | |
| 14 | 深谷藏人殿 | |
| 15 | 信濃殿御内次郎兵衛尉殿 | 斑目信濃入道被官。 |
| 16 | 因幡殿御内長野兵衛四郎殿 | 江因幡入道被官。 |
| 17 | 因幡殿御内程原四郎殿 | 江因幡入道被官。 |
| 18 | 富部右衛門三郎殿 | |
| 19 | 因幡殿御内三郎兵衛尉殿 | 江因幡入道被官。 |
| 20 | 新田孫六入道殿・同女房 | |
| 21 | 因幡殿御内三郎太郎 | 江因幡入道被官。 |
| 22 | 因幡殿御内三郎五郎 | 江因幡入道被官。 |
| 23 | 後藤次郎 | |
| 24 | 白坂殿御内小五郎 | 白坂近江守被官。 |
| 25 | 豊田若狭守殿 | |
| 26 | 中村長門守殿・同内方 | |
| 27 | 田嶋殿 | 白河結城氏一門か。 |
| 28 | 中野左京助殿 | |
| 29 | 芳賀弾正左衛門尉殿 | |
| 30 | 中村左衛門尉殿 | |
| 31 | 中村六郎左衛門尉殿 | |

| | | |
|----|--------|--|
| 32 | 東条右京助殿 | |
| 33 | 中村六郎殿 | |
| 34 | 角目殿 | |
| 35 | 深井殿 | |

〔表1〕の中で、南北朝初期から白河結城氏一門・被官としての活動徴証があるのは、斑目氏(No.1・2)、江氏(No.3)、白坂氏(No.4)、和知氏(No.8)、豊田氏(No.25)、中村氏(No.26・30・31・33)、田嶋氏(No.27)である。それ以外のメンバーは〔表1〕段階になつて見出される。そのうち、戦国期に白河結城氏の家臣団にも名を連ねているのは芳賀氏(No.7・29)、角田氏(No.5・6)、岡部氏(No.11)、秦氏(No.13)、深谷氏(No.14)である(『白』九二九・九五六)。

注目したいのは、十五・十六世紀を通じて白河結城氏の有力被官として活動する芳賀氏(『白』五〇六・五六九・六二七・六四二・七三一・七三七・八〇三・八〇五・八一六・八七〇・八七二など)が、応安三年段階で白河荘に定着していたことである。

一方、南北朝初期の被官である牟呂氏・由利氏が〔表1〕に見出せないことにも注意を引かれる。〔表1〕は、白河結城氏の被官を網羅しているわけではない。したがって、〔表1〕に登場しないことを根拠として、牟呂氏・由利氏が白河結城氏の被官から離脱したとは即断できない⁽³²⁾。実際、十五・十六世紀を通じて白河結城氏の有力被官として活動した船田氏は〔表1〕に登場しない。しかし、十四世紀後半以降、牟呂氏・由利氏を白河結城氏関係史料から見出すことはできない。このことは、船田氏の動向との大きな相違点である。

さらに、船田氏が白河荘の在来領主であるのに対して、牟呂氏・由利氏は白河結城氏の遠隔地所領およびその近辺に本領を有する存

在であることも見逃せない。船田氏が白河結城氏の被官から離脱しようとするならば、本領を退去する事態を覚悟しなければならぬだろう。だが、牟呂氏・由利氏の場合は、本領に戻る余地がありうる。牟呂氏・由利氏が十四世紀後半以降、白河結城氏との関係史料に現れないこと、十四世紀中葉以降の白河結城氏・小峰氏が主に白河荘・高野郡・依上保を所領として南奥有力国人としての活動を展開すること⁽³³⁾をふまえると、牟呂氏・由利氏は十四世紀中葉から後期の間、白河結城氏の被官から離脱した可能性が高い。

十四世紀中葉から後期という時期は、京・鎌倉を中心とした荘園公領制に立脚した物流構造や、鎌倉期から継続していた御家人の散在所領経営が変質・破綻を余儀なくされる時期であったことが指摘されている⁽³⁴⁾。

観応の擾乱によって顕在化した地域間交流の衰退や、室町幕府・鎌倉府の管轄範囲・直轄領の確定といった事態は、白河結城氏の遠隔地所領経営を不全化させたであろう。

このような状況下、遠隔地所領を媒介として編成された被官たちは、白河結城氏から離脱して本領に戻るか、白河荘にとどまって白河結城氏の被官としての道を歩むかの選択を迫られたと考えられる。そして、白河結城氏からの離脱を選択したのが牟呂氏・由利氏であり、白河氏の有力被官としての道を選択したのが斑目氏であったと考えたい。

白河結城氏の家臣団については、十五世紀前半(氏朝期)に整備され、十五世紀後半(政朝期)に完備されたことが指摘されている⁽³⁵⁾。この見解については、さらに検討を深める余地があると思われるが⁽³⁶⁾、十五世紀を通じて白河結城氏・小峰氏の家臣団編成が進行

していく状況自体は否定できない。そして、その前提として、十四世紀中葉から後期における被官メンバーの変化を位置づけたいのである。

おわりに

本稿では、白河結城氏を素材として、南北朝期の在地領主の被官構成とその変化の様相を跡づけた。

まず、南北朝初期の白河結城氏の被官が、荘園公領制やそれに立脚した御家人の散在所領経営に基づいて編成されていたことを明らかにした。そして、十四世紀中葉から後期にかけて散在所領経営を支えるシステムが不全化し、白河結城氏が実効支配しえる所領が主に白河荘・高野郡・依上保となった結果、散在所領出身の被官の一部が離脱し、地域的なまとまりを持つ所領構成に即応した被官組織が形成されていったことを論じた。

本稿で試みた十四世紀における在地領主の被官構成の実態把握は、緒についた段階といえるであろう。今後、事例を蓄積していくことが必要とされる。

また、当該期における在地領主の本領が所在する地域にも留意する必要がある。本稿で取り上げた白河結城氏の本領は南奥に位置している。室町幕府の管轄地域（筑前・周防・駿河・遠江・信濃・越後）では、観応の擾乱を契機に守護が総動員体制を形成し、それが平時にも定着して武家領主・寺社本所領主の所領知行を保障する室町期荘園制が展開したことが指摘されている³⁷⁾。

さらに、鎌倉府の直轄領や鎌倉寺社領が整備される過程で鎌倉を

中心とした物流構造が再編成されたことも指摘されている³⁸⁾。鎌倉府管国においても、公方の直轄領や鎌倉寺社領が多く設定された上杉氏守護管国では室町期荘園制とよびうる支配システムが形成されたと考えられる³⁹⁾。

これらの地域においては、在地領主の被官構成を荘園制システムと結びつけて論じることができる⁴⁰⁾。

しかし、奥羽や九州については、荘園公領制に基づく所領支配や物流構造が変質した後の支配構造について、明確なイメージを描く研究段階には至っていないように思われる。これらの地域を列島規模の権力体系のなかに位置づけた上で⁴¹⁾、在地領主のあり方を論じる必要があるだろう。これらの問題については、今後の課題として提起するにとどめ、擱筆したい。

【註】

(1) 本稿では、在地領主を、地域社会に影響力を持つことによつて、所領・所職を形成・維持しえる存在と規定しておく（菊池浩幸・清水亮・田中大喜・守田逸人・長谷川裕子「中世在地領主研究の成果と課題」『歴史評論』六七四、二〇〇六）。

(2) 石井進「『日蓮遺文紙背文書』の世界」（『中世古文書の世界』吉川弘文館、一九九二）、同「鎌倉時代中期の千葉氏」（『千葉県史研究』創刊号、一九九三）、湯浅治久「肥前千葉氏に関する基礎的考察」（同「中世東国の地域社会史」岩田書院、二〇〇五、初出一九九七）、同「御家人経済」の展開と地域経済圏の成立」（『中世都市研究』一一、二〇〇五）、井上聡「御家人と荘園公領制」（『日本の時代史8 京・鎌倉の王権』吉川弘文館、二〇〇三）など。

(3) 拙稿「南北朝期における在地領主の結合形態」（『埼玉大学紀要 教育学部』五七―一、二〇〇八）、田中大喜「鎌倉〜南北朝期の在地領

- 主組織における被官の位相」(同『中世武士団構造の研究』校倉書房、二〇一一、初出二〇〇九)。
- (4) この点については、註(3) 田中論文で指摘されている。
- (5) 呉座「南北朝～室町期の戦争と在地領主」(『歴史学研究』八九八、二〇一二)。
- (6) 吉田「武家編制の転換と南北朝内乱」(『日本史研究』六〇六、二〇一三)。
- (7) 白河結城氏に関する先行研究は、『中世東国武家文書の成立と伝来に関する史料学的研究—陸奥白河結城家文書を中心に—』(平成16年度～平成18年度科学研究費補助金基盤研究(B) 一六三二〇〇八五研究成果報告書 研究代表者村井章介、二〇〇七) 末尾の関係文献目録を参照。なお、この科研報告書を基礎として、村井章介編『中世東国武家文書の研究』(高志書院、二〇〇八) が刊行され、白河結城氏研究の水準を示している。また、南北朝期における白河結城氏の動向を平易に述べた伊藤喜良『動乱の中の白河結城氏—宗広・親朝・親光—』(歴史春秋社、二〇〇四)、既発表論文を大幅に改稿して戦国期白河結城氏の動向を追究した菅野郁雄『戦国期の奥州白川氏』(岩田書院、二〇一一) が出されている。
- (8) 白河集古苑結城家古文書館展示パネル『結城親朝注進状』にみる、南朝より北朝に転じたとされる55名の諸士の分布(佐川庄司氏作成)、渡部正俊「宗広と親朝—南北朝期—」(『白河市史— 原始・古代・中世 通史編1— 第三編第二章、白河市、二〇〇四)。白河集古苑結城家古文書館展示パネルの確認に際しては、佐川庄司氏の「高配を賜った。なお、本文中で佐川氏・渡部氏の所説を引用する際、とくに断らない限り、これらの成果によるものとする。
- (9) 当該期の宗広の動向については、註(8) 渡部論文三三五頁参照。
- (10) 本稿では、『白河市史五 古代・中世 資料編2』第二編1所収史料を『白』番号、『南北朝遺文東北編』所収文書を『南東』番号、『南北朝遺文関東編』所収文書を『南関』番号で略称し、原則として本文中に引用するものとする。
- (11) 市村高男「東国における在地領主の存在形態—鎌倉・南北朝時代

- の結城氏について—」(『茨城県史研究』三二、一九七五)。
- (12) 村井章介「結城親朝と北畠親房」(註(7)『中世東国武家文書の研究』所収)。
- (13) 建武政権における結城親光の位置については、深谷賢太郎「結城宗広」四六〇～四九・五四・五五頁、佐藤進一「南北朝の動乱」七七～七九頁(中央公論社、一九六五)などを参照。
- (14) 中世武士・武家領主の一族間分業については、伊藤瑠美「11～12世紀における武士の存在形態(上)・(下)」(『古代文化』五六～八・九、二〇〇四)、秋山哲雄「都市鎌倉の東国御家人」(同『北条氏権力と都市鎌倉』吉川弘文館、二〇〇六、初出二〇〇五)、田中大喜「南北朝期武家の兄弟たち」(註(3) 田中著書、初出二〇〇五)、拙稿「了珍房妙幹と鎌倉末・南北朝期の常陸国長岡氏」(『茨城県史研究』八九、二〇〇五)、山田徹「南北朝期の守護在京」(『日本史研究』五三四、二〇〇七)、呉座勇一「室町期武家の一族分業」(『中世政治史の研究』日本史史料研究会、二〇一〇)などを参照。
- (15) 註(14) 田中論文。
- (16) 沙汰人層については、荘郷の所務に関与しつつ村落の指導者層としての性格を具有する存在と考える(小林一岳「村落領主制論再考」(『再考中世荘園制』岩田書院、二〇〇七)参照)。また、白河荘内の諸郷については、高橋明「白河荘と結城氏—鎌倉時代—」(『白河市史— 第三編第一章』参照)。
- (17) 深谷『結城宗広』一〇六頁、青木「南北朝内乱期における東国武士団の動向」(『学校教育学研究論集』創刊号、一九九八)。
- (18) 註(12) 村井論文、伊藤喜良「親房書簡から奥羽・東国の動乱をみる」(『中世南奥の地域権力と社会』岩田書院、二〇〇二)。
- (19) 市村高男「白河結城文書の形成と分散過程」、山田邦明「白河結城氏と小峰氏」(いずれも註(7)『中世東国武家文書の研究』所収)。
- (20) 註(3) 田中論文では、在地領主の惣領・一族庶子がそれぞれ被官を有し、また当主の被官が子息たちに分与された事例を指摘している。
- (21) 白河結城氏と小峰氏に両属する被官の存在も想定する必要がある。

- (22) 当該文書については、白河集古苑編『白河結城文書』四四頁（二九九三）所載の写真を参照し、校訂を加えた。
- (23) 遠藤「建武新政と南北両党の抗争」（『福島県史第一巻 原始・古代・中世』第三編第二章第一節、福島県、一九六九）。
- (24) 註（18）伊藤論文。
- (25) 註（17）青木論文。
- (26) 註（8）参照。
- (27) 註（8）渡部論文四二〇・四二一頁。
- (28) 斑目氏については、五味克夫「薩摩国祁答院一分地頭斑目氏について」（『鹿児島大学法文学部紀要 文学科論集』四、一九六八）参照。なお、五味氏は「斑目文書」に収載された橋元長への地頭職補任を示す建永元年七月二十四日付某（源実朝カ）下文案に疑義を提示している。しかし、白河結城氏に従属した斑目氏も橋元氏であり（永享十二年の白河結城氏朝上洛時の供に「斑目橋次」が見出される（『白』五〇六））。したがって、斑目氏が出羽国斑目を本領とする橋元の武士であったこと自体は間違いないと考える。
- (29) 東京大学史料編纂所架蔵影写本で校訂を加えた。ただし、改行は必ずしも原本を反映していない。
- (30) 奥野中彦「白河結城氏と修験組織」（『地方史研究』一六五、一九八〇）、小林清治「結城白川氏と八槻別当」（『福島の研究』二 古代・中世編）清文堂出版、一九八六）、藤田定興「二所・熊野信仰と先達修験」（『白河市史』第三編第五章第一節3）参照。
- (31) 市村高男「鎌倉期成立の『結城系図』二本に関する基礎的考察」（『中世武家系図の史料論 上巻』高志書院、二〇〇七）。
- (32) 白河荘域には、現在、「室（むろ）」姓の方々が複数居住されている（佐川庄司氏のご教示による）。「室」を「牟呂」の音通とみるならば、牟呂氏が何らかのかたちで白河荘域に定着した可能性を考慮する余地が出てくる。今後の検討課題としたい。
- (33) 小林清治氏は、小峰朝常が父親朝から譲与された遠隔地所領が不知行化したことを指摘し、白河結城惣領家の遠隔地所領についても、十四世紀後半以降に当知行を実現しえたか疑問視している（同「結城白川氏」六八五頁（『福島県史第一巻』第三編第二章第二節二（八））。私も、十四世紀後半以降、白河結城氏・小峰氏ともに遠隔地所領の不知行化が進行したと考える。なお、中世後期の白河結城氏については、註（7）『中世東国武家文書の研究』所収の諸論文、黒嶋敏「奥州探題考」（同『中世の権力と列島』高志書院、二〇一二、原形初出二〇〇〇・二〇〇四）などを参照。
- (34) 新田英治「中世後期、東西両地域間の所領相博に関する一考察」（『学習院史学』三七、一九九九）、註（6）吉田論文など。
- (35) 奥野中彦「奥州白河結城氏の発展」（『地方史研究』一七五、一九八二）。
- (36) 註（7）『中世東国武家文書の研究』所収の諸論文、佐川庄司「結城三河七郎宛文書に関する一考察」（白河市歴史民俗資料館・白河集古苑編『中世結城家文書』、一九九六）によって、白河結城氏関係文書群が、白河結城惣領家の文書、小峰氏の文書、家臣の文書によって構成されていることが浮き彫りにされた。また、菅野郁雄氏は、文明年間（永祿四年（一五六二））までの白河結城氏・小峰氏家臣を検出した上で、斑目氏・和知氏の通字・官途を分析し、複数の家系に分類している（『白川氏の永正の乱』三七〜四〇頁（註（7）菅野著書第一章））。今後の室町・戦国期の白河結城氏の家臣団に関する研究は、これらの成果を踏まえて進める必要がある。
- (37) 伊藤俊一「室町期荘園制の研究」（『塙書房』、二〇一〇）。なお、山本隆志氏は、同書の書評で『室町期荘園制』論が有効な範囲を措定する必要を提起している（同「伊藤俊一著『室町期荘園制の研究』」九五頁（『日本史研究』五八九、二〇一一））。この点について、新田英治氏が、十四・十五世紀において割符送進などの信用経済が機能した範囲を、西は周防、東は越後・信濃・遠江のラインと想定していることは注目される（註（34）新田論文）。この範囲は、在京守護の範囲（室町幕府の管轄範囲）におおむね重なっており、守護在京制・室町幕府―守護体制・室町期荘園制が密接不可分の関係にあったことを示唆している。また、湯浅治久氏は、新田氏の成果を踏まえ、室町期において、京の権門が荘園の所務実現をなしたのとは遠江までであり、駿河では幕府・將軍権力の政治的判断・力量による荘園の維持に限定されたこ

とを指摘している(同「室町期駿河・遠江の政治的位置と荘園制」(註(14)『中世政治史の研究』所収)。

(38) 註(34)新田論文。

(39) 拙稿「南北朝期く戦国期の荘園」(『荘園史研究ハンドブック』第六章、東京堂出版、二〇一三)。

(40) 田中大喜「武士団結合の複合的展開と公武権力」(註(3)田中著書、初出二〇〇七)は、その具体的な試みといえる。

(41) 註(33)黒嶋著書は、室町幕府の列島統治のあり方と地方統治機関・地域権力との関係を具体的に追究した注目すべき成果である。

〔付記〕

本稿は平成21年度く24年度科学研究費若手研究(B)(課題番号二二七二〇二二三)の研究成果である。

(二〇一三年一〇月三〇日提出)

(二〇一三年一月二二日受理)